

岡山県津山体育館利用料金の減免について

- 1 岡山県立津山東高等学校がその管理の下に行う教育活動のために岡山県津山東体育館を使用する場合は、利用料金の全額を免除する。
- 2 国民体育大会（中国ブロック大会，岡山県予選会等を含む。）または全国障害者スポーツ大会（中国・四国ブロック地区予選会，中国地区予選会，岡山県予選会等を含む。）のために使用する場合で，特に必要と認めるときは，利用料金の全額を免除することができる。
- 3 次のいずれかに該当する利用で，特に必要と認めるものについては，条例別表の1，2及び3（更衣室，湯沸し室，放送室，会議室，コミュニティ室，研修室及びステージに係るものに限る。）に掲げる利用料金の2分の1に相当する額を免除することができる。
 - (1) 身体障害者（身体に障害がある者のうち，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳を有するものをいう。）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - (2) 知的障害者（療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号通達）により療育手帳を交付されているものをいう。）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - (3) 精神障害者（精神に障害のある者のうち，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳を有するものをいう。）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - (4) 65歳以上の者が加入資格を有する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校で組織する団体（高等専門学校又は大学で組織する団体を除く。）が主催する催物のために利用するとき。
- 4 岡山県知事により指定されたチームが負担すべき利用料金で，当該チームを支援するために特に必要と認めるものについては次により，利用料金を免除することができる。
 - (1) 仮設広告物設置に係る利用料金の全額
 - (2) 入場料を徴収する場合に利用料金に加算する最高入場料に百を乗じて得た額の2分の1に相当する額